

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－ 5 (元. 5.31)	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について ▶陳情理由 平成 26 年 2 月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行された。 国連障害者権利条約第 4 条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第 1 条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。 一方、障がい者の交通割引運賃の現状について、身体障がい者の外部障がい者は昭和 25 年、内部障がい者は平成 2 年、知的障がい者は平成 3 年から実施されているが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他の障がいと何ら変わるものではないにもかかわらず、未だ J R 等の交通運賃割引制度から除外されたままになっている。 このように、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されてもなお、精神障がい者が障がい福祉	鳥取県精神障害者家族会連合会	趣旨採択 (元. 6.28)
		本会議(元. 6.28)委員長報告 会 議 録 暫 定 版 障害者基本法では、障がいの有無に関係なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念が進められております。 障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、障がい者に対する交通運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っているところであります。 そのような中、精神障がい者については、一部の公共交通機関において、交通運賃割引制度の対象から除外されていたため、鳥取県議会では、平成 28 年 3 月に国に対し、精神障がい者への交通運賃割引制度の適用が速やかに実現されるよう意見書を提出いたしました。 その後、改善されつつあるものの、未だすべての公共交通機関において解消には至っておらず、精神障がい者の自立や社会参加を阻害しているのが実情であり、今後も引き続き、国と県とで連携して、各事業者の理解が深まるよう努めていく必要があることから、趣旨採択と決定いたしました。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

		サービスや障がい者施策の対象から除外されるなら、精神障がい者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまう。 ついては、鳥取県議会において、国に対して、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に交通運賃割引制度の適用を求める意見書を採択されるよう心からお願い申し上げます。 ▶陳情事項 鳥取県議会から国会及び関係行政機関に対して、精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情